

私は、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書採択を求める陳情について、政清会を代表して、反対の立場で討論いたします。

事業所得については、個人事業者が売上げ及び必要経費を適切に記録、記帳して適正な申告が行われることを推奨する観点から青色申告制度を設け、各種の税制上の優遇措置の適用を認めております。

しかしながら、青色以外の一般の個人事業者は、記帳や記録などの保存の程度が十分ではなく、対価の支払い状態についても確認できるとは限らず、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から、所得税の計算上、家族従業員に対する給与の必要経費算入は認められないことになっております。

その一方で、所得税法はこの規定を原則としつつも、事業に専従する親族である場合の必要経費の特例等の規定として第 57 条を設け、青色申告者については帳簿等により家計と事業の分離や給与支払の実態を確認できることから、家族従業員の給与の実額による経費算入を認めております。

女性の社会進出が一般化し、働き方の多様化、専門性も増していることから、恣意的な所得分割を防止しながら親族間の取引を認めることができる新たな方法を引き続き検討する必要があるとは思いますが、課税の公平性の観点から、単に所得税法第 56 条だけを廃止するのではなく、現時点においては、青色申告の活用を推進すべきであると考えます。

以上のことから、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書採択を求める陳情については反対といたします。